

令和3年度 地域密着型サービス事業所等の実地指導結果

加古川市は、令和3年度に以下のとおり実地指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

実施事業所数	文書指摘事業所数	文書指摘件数	(文書指摘内訳)
地域密着型通所介護事業所 5事業所	5事業所	34件	人員に関すること 0件 運営に関すること 27件 報酬に関すること 7件 その他 0件
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所 2事業所	2事業所	7件	人員に関すること 1件 運営に関すること 5件 報酬に関すること 1件 その他 0件
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所	1事業所	1件	人員に関すること 0件 運営に関すること 0件 報酬に関すること 1件 その他 0件
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 7事業所	7事業所	33件	人員に関すること 1件 運営に関すること 27件 報酬に関すること 5件 その他 0件
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 1事業所	1事業所	3件	人員に関すること 0件 運営に関すること 3件 報酬に関すること 0件 その他 0件
居宅介護支援事業所 13事業所	13事業所	59件	人員に関すること 0件 運営に関すること 48件 報酬に関すること 10件 その他 1件
介護予防支援事業所 2事業所	1事業所	1件	人員に関すること 0件 運営に関すること 1件 報酬に関すること 0件 その他 0件

実地指導で見受けられた主な事例

(地域密着型通所介護事業所)

■運営に関すること

- ・地域密着型通所介護計画に記載された目標の達成状況の記録が確認できないものがあった。
⇒サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
- ・個人情報の利用について、利用者又はその家族から同意を得ていなかった。
⇒文書により利用者及びその家族から同意を得ること。
- ・運営規程の内容に誤りがあった。
⇒正しい内容に修正すること。
- ・地域密着型通所介護の提供に際し、利用者の同意を確認できなかった。
⇒地域密着型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、書面等により同意を得ること。

■報酬に関すること

- ・地域密着型通所介護費について、サービス提供記録に記載されている実施回数、提供時間と、請求実績が一致しない利用者がいた。
⇒介護給付費及び利用者から支払われた利用料にかかる記録を精査すること。また、その結果を報告するとともに誤った回数で請求していたものについては過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求し、利用者に対しては差額を返金すること。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所)

■人員に関すること

- ・看護職員又は介護職員の配置について、人員基準上満たすべき員数を下回っている日があった。
⇒人員基準を満たす配置とすること。なお、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には翌月から、1割の範囲内で減少した場合には翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について通所介護等の減算が適用されるため、精査し、減算にあたる場合は報告するとともに過誤申立の手続きを行うこと。

■運営に関すること

- ・運営規程の内容に不備があった。
⇒正しい内容に修正すること。

■報酬に関すること

- ・個別機能訓練加算（I）について、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日をあらかじめ定め、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があるが、周知されていなかった。
⇒速やかに周知を行うこと。

（小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）

■報酬に関すること

- ・看取り連携体制加算算定にあたり、サービス利用開始の際に登録者又はその家族等に対して同意を得ているか確認できなかった。
⇒利用開始の際に登録者又はその家族等に対して対応方針の説明を行い、文書等により同意を得ること。

（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）

■人員に関すること

- ・管理者が常勤であることを確認できなかった。
⇒共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。

■運営に関すること

- ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者の家族に同意を得ており、利用者の同意を得ていなかった。
⇒計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- ・個人情報の利用について、利用者及び利用者の家族から同意を得ていなかった。
⇒利用者の個人情報を用いる場合は利用者から、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族から、文書により同意を得ること。
- ・シャンプー、洗剤代、ゴミ袋代等を利用者に毎月、定額で負担させていた。
⇒「その他の日常生活費」については、利用者または家族等の自由な選択に基づき、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合においてのみ徴収すること。
- ・運営規程、パンフレットの記載内容が事実と異なり不適切又は必要事項が記載されていなかった。
⇒正しい内容に修正すること。

■報酬に関すること

- ・看取り介護加算の算定にあたり、医師が一般に認められている医学的知見に基づき

回復の見込みがないと診断したことが確認できない利用者がいた。

⇒医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したことが確認できるよう文書等に記録を残すこと。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所)

■運営に関すること

・地域密着型施設サービス計画原案について、文書により、入所者から同意を得たことが確認出来ないものがあった。

⇒作成した地域密着型施設サービス計画原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。

(居宅介護支援事業所)

■運営に関すること

・居宅サービス計画を作成するにあたり必要なアセスメントの記録が残っていないものがあった。

⇒アセスメントの結果については、記録するとともに、5年間保存すること。

・居宅サービス計画の作成にあたり使用しているアセスメントシートについて、事業所の運営規程で定めている様式と異なっていた。

⇒運営規程に記載する様式を正しいものに修正すること。

・居宅サービス計画原案について、居宅サービス計画書の第3表が作成されていないものがあった。

⇒居宅サービス計画書の第3表を作成すること。また、作成した原案の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。さらに、居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービス提供事業者の担当者に交付すること。

・居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めているものがあった。又は提出を求めていたが、ケアプランに対する個別サービス計画が提出されていなかった。

⇒居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者については、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。

・個人情報の利用について、利用者、利用者家族又はその両方からの同意を得ていないものがあった。

⇒文書により利用者及びその家族から同意を得ること。

・秘密保持の誓約について、従業員の誓約書を確認できなかった。

⇒当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

・居宅サービス計画原案について、文書により、利用者から同意を得たことが確認出来ないものがあった。

⇒作成した原案の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。さらに、居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービス提供事業者の担当者に交付すること。

■報酬に関すること

・特定事業所集中減算について、判定様式（「特定事業所集中減算判定票」、「特定事業所集中減算集計票」、「特定事業所集中減算内訳」）の作成を行っていなかった。

⇒判定様式を作成し、2年間保存すること。また、計算の結果、所定の基準を超えている場合は報告するとともに過誤申立の手続きを行うこと。

（介護予防支援事業所）

■運営に関すること

・運営規程の内容に不備があった。

⇒正しい内容に修正すること。